

## 平成25年第5回邑南町議会定例会(第11日)会議録

1. 招集月日 平成25年6月11日(平成25年5月31日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 議 平成25年6月21日(木) 午前9時30分  
閉会 午後1時51分

### 4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大和 磨美	2番	瀧田 均	3番	平野 一成	5番	和田 文雄
6番	宮田 博	7番	漆谷 光夫	8番	大屋 光宏	9番	中村 昌史
10番	日野原 利郎	11番	清水 優文	12番	辰田 直久	13番	亀山 和巳
14番	石橋 純二	15番	三上 徹	16番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大和 磨美	2番	瀧田 均	3番	平野 一成	5番	和田 文雄
6番	宮田 博	7番	漆谷 光夫	8番	大屋 光宏	9番	中村 昌史
10番	日野原 利郎	11番	清水 優文	12番	辰田 直久	13番	亀山 和巳
14番	石橋 純二	15番	三上 徹	16番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
危機管理課長	細貝 芳弘	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
情報推進課長	小林 雅博	町民課長	服部 導士	税務課長	上田 洋文
福祉課長	飛弾 智徳	農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始
建設課長	森上 寿	水道課長	土崎 由文	保健課長	日高 誠
会計管理者	安原 賢二	瑞穂支所長	川信 学	羽須美支所長	加藤 幸造
教育委員長	河野 義則	教育長	土居 達也	学校教育課長	田中 節也
生涯学習課長	能美 恭志				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 沖 幹雄 事務局係長 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
3番	平野 一成	5番	和田 文雄

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

## 平成25年第5回邑南町議会定例会議事日程(第11日)

平成25年6月21日(金)午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 請願の委員長報告

請願第1号 過労死防止基本法制定に関する意見書の提出を求める請願

請願第2号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める請願

日程第4 議案の討論、採決

議案第58号 邑南町消防団条例の一部改正について

議案第59号 財産の取得について

議案第60号 財産の取得について

議案第61号 財産の取得について

議案第62号 平成25年度邑南町一般会計補正予算第1号について

議案第63号 平成25年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について

議案第64号 平成25年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号について

議案第65号 平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第66号 平成25年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第67号 平成25年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について

日程第5 閉会中の継続審査・調査の付託

日程第6 議員派遣について

## 平成25年第5回邑南町議会定例会(第11日)会議録

平成25年6月21日(金)

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成25年第5回邑南町議会、定例会、第11日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。3番、平野議員、5番、和田議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(山中康樹) 日程第2、一般質問。昨日に引き続きまして、一般質問を行います。一般質問順位第9号、亀山議員、登壇をお願いします。

- 亀山議員(亀山和巳) 議長。

- 議長(山中康樹) 13番、亀山議員。

- 亀山議員(亀山和巳) はい、13番亀山でございます。ええ、3月に私はこの席で皆さま方にお別れを言いましたが、また4月の改選によりまして、多くの皆さまのご支援をいただき、またこの場に立たしていただくことができました。たいへんありがたいことだと思っております。その皆さま方の負託に応えるため、まちづくり基本条例にあります町議会は町の意志決定機関として、町民の意志が町政の運営に適切に反映されて、されるよう活動しなければならない、また町政が町民の意志を反映し、適切に運営されているか調査及び監視するとともに、その結果を町民に分かりやすく明らかにしなければならない、このことを心において、また町長部局とまた教育委員会部局と、うう、いろいろと議論を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。ええ、通告しておりました大項目で2点を通告しておりましたが、持ち時間が1時間ということなので、答弁によ、の内容によりましては時間が長引くかと思ひまして、1番を後回しにさせていただきます。勝手にあのう、順番を変更しましたが、よろしくお願ひいたします。さて、あのう、3月の定例議会において、行政連絡業務は全町で自治会との業務協定によって行われることになりました。自治会長の交代など自治会の状況が変化したことや、これまでの経緯が地域住民に伝わっていないため、羽須美、瑞穂地域では自治会役員がたいへん困惑しておるということを知りました。現実的には行政連絡業務は集落の行政連絡員、行政連絡員というのがなくなったんで、まあ、仮称として行政協力員ということばを使わしていただきますが、そこへ頼るところが大きいと思ひます。こうした混乱を早期に解決するために、実態に即した新たな制度を立ち上げるよう協議を早急に始めることを提案するものであります。個々の問題について質問する前に、まず始めに町長にお伺いしときたいと思ひます。4月の自治会長会やその後の町政懇談会で出された行政連絡業務に対する疑問や意見を町長は直接、あのう、お聞きになっております。集落

委員の統一名称を検討するとそこで答えられたと聞いております。あれから2ヵ月経った今、その結果として町からの配布物を依頼している担当者という、仮の名前で今あのを、当面は進められることとなりました。また、行政連絡員の設置条例を廃止して、町全体が新しい制度となったことや、行政連絡業務を担う人に傷害保険を新たに掛けたことを事務連絡文書として、慌ただしく一部の自治会役員さんに配布しました。そのことでますます困惑した状況になっております。この事態を今町長はどのように捉えておられるのか、こうした状況にどのように対処しようとしておられるのか、まずそれをお伺いいたします。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、まず、どのように対処していこうとされてるのかということですが、まあ、やっぱりこれは特に瑞穂地域の方々、これ平成18年から行政連絡員が廃止、で、まあ、羽須美地域はこの度ということ、とこの、特にこの2地域の方々には十分にですね、やっぱり説明をしていく必要がこれからもあろうかというふうに思っておりますので、まあ、そのような対処をしていかなきゃならんなあとまあ、いうふうに思います。で、ようやくまあ、こうやって整ったので、ええ、じゃあ名称をどうするのか、あるいは連絡体制をどうするのか、といったことについて、ええ、ま、早急にという話もありますけども、まあ、特に名称についてはやっぱり三つの地域それぞれ、ええ、従来から使ってる名前がかなりもう浸透しておりますので、それをまた逆に一気に我々で決めて、それでもって統一して流すということもちょっといかがかなあ、ものかなというのを今感じております。だからまあ、そこはやっぱり3地域のまあ、今でいうなら、自治会長さんあたりとも十分に意見を聞いてどのように進めていけばいいのか、ということ議論する中でやっぱりだんだんこう、我々の思いも伝わっていくんではないかなあと思っておりますので、まあ、それは議論を重ねていかなきゃならんというふうにまあ、思っております。ただ、これもあんまり長くやっぱり引っ張っていくと議員ご指摘のような混乱も生じるというふうに思っておりますので、まあ、そのへんはまあ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、3月の定例会の一般質問の席でも町長はあのを、行政、ああ、自治会長さんだけでなしに、集落へいろいろ情報を綿密に下ろしていくことが大事かなということ最後に申しておられました。それで、今の答弁では今の自治会長さんらあと十分協議を重ねていくと言われましたんで、それじゃあこれで終わりますいうて、いやあええんですが、まだちょっとそれにも問題があるかと思ひますんで、質問を続けさせていただきますが、私は3月の時点では、この統一した名前を決めにやあいけん言われましたが、統一した名前は必要でないとは個人的には思っております。いうのは自治会へ業務を委託したんですから、それから先はじち、自治会の責任、自治会の都合でいろいろされりやあええことなんで、町が統一した名前を決めるということはまた昔の行政連絡員制度の内容に戻ってしまうんじゃあないんか、戻るんじゃあないんかというような感じがしました。そこでいろんなことをこれから、あのを、ただし、お伺いしていきたいんですが、うう、これ、重ねて言うようですが、3月の時点では行政連絡業務にしても自治会へお任せした、自治会は自治会で独立した団体だから、そこが自主的にやってもらうんだと、それから自治会長会議の手当、報酬、日当にしても総務課長はそれは自治会の用事だけ、自治会で手当してもらおうべきだいう答弁でした。いうことだからもう自治会と行政連絡とは別個のものだと思っておりますが、この度突然、あのを、自治会長さん始め、

集落の行政連絡を担当される方へ新たな傷害保険をかけたということが分かりました。そこで私はこれは方針が、3月以降変わったのかなと思いました。ほいで、その内容を聞いてみますと、自治会長とその集落の行政連絡を担当する委員さんだけではなく、他の課で行政連絡、ああ、行政事務をお願いしとるところへも皆及ぶんだということでした。そいでそれはどこまで及ぶかということ委員会として資料を求めましたがまだ出てきませんので、ここで伺いいたします。ええ、保健課には集落保健衛生委員さんというのが決めて、活動していただいとると思いますが、この集落保健衛生委員さんの対応はどうなるのか。また農林振興課では米の需給調整推進委員さん、またこれちょっと名前が、すいません、農林振興推進委員さんですか、これは集落にあのう、任命してあろうと思いますが、この方の扱い、また教育委員会では公民館の推進委員さん等の委員さんもおられると思います。総務課では当然今の自治会長、行政連絡員を始め交通安全の推進委員さん等もおられると思いますんで、どこまでの役職がこの度の新しい保険の対象になるのか、そのことについてまず伺いをいたします。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) ええ、3月の定例議会におきまして、邑南町の行政連絡員条例の廃止を議決いただきましたので、本年度から旧行政連絡員さんの非常勤の特別職という地位がなくなりましたので、ええ、町の公務災害保障の対象ではなくなったということが、現在の状況です。で、ええ、行政連絡員さんは、もともと自治会での保険にも加入していただいておりますので、その対象となっております、非常勤の公務災害保障と2重の保険に入っていたのですが、今回それが一つなくなりましたので、6月1日より公務災害保障に代わるものとして、自治会との協定による町の広報、公聴に関するをお願いする方々を対象に更に別の保険加入をして、待遇改善を図ったということでございます。ええ、それで先ほどありました範囲でございますが、ええ、自治会との業務協定については協定書に第2条に、町の広報、公聴に関する以下7項目ございまして、そういったことについての町からの行政関係の連絡をしていただく、配布物をお願いする、そういった方々を対象に今回保険に入ったということでございます。で、ええと、7番目にその他必要と認める、定める事項というところがございまして、これにはええと、ええ、通知をいたしました中に、えと、その他ひとつ、定める業務について、ええ、別に町又は各関係機関、教育委員会とか農業委員会とか選挙管理委員会等、それから依頼のあった者も対象となっております。ええ、それからえーよみました、衛生委員、保健衛生委員ですか、そういった方々もその他必要と認める事項、別に町から依頼があった者の内に入るものと考えております。ですからできるだけそのう、前の公務災害保障につきましては、ええ、行政連絡員さんご本人しか対象にならなかった部分もございまして、今回の保険は代理で誰かが、家族の方とかが、加わった場合も対象になるというふうに広く保険を対象にしております。そういったことで基本的には町から依頼のあった者については、ほとんどのものを網羅するような保険に入ったということでございます。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、各課、先ほど言いました各課で、の委員さんがそのぶん、先ほどの総務課長説明の中では皆含まれるんだと思いますが、それにどういったたいしょ、対応されておるのか、文書を出されたところもありますし、文書が出たらんところもあるんだらう思います。それと今総務課長が今の町がお願いした役職いうて、町の方では分かりますが、地域の方では誰がどの仕事でどの役員がこの対象になるかいうものが、こ

れじゃあ、今の説明じゃあ分かりません。どれどれの業務をあのう、お願いしとる、どういった名前の委員さんが、この対象になるかということが町民へ知らせられんと、対応ができません思うですが、そういったことができますか、できませんか。それで、各課の対応についてもお願いします。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) まずあのう、各課の対応もでございますが、最初に、あのう、今回文書を送りましたのは自治会長さん、それから各集落のそのう、配布物のお願いしてる方、それから議員さんという方々に全員に配っております。それから配布物の関係ですが、各課ということですが、あのう、なん、例えば6月なら6月の配布物についてというのを一覧表を各方に配っております。例えば今月でしたら、広報おおなん6月号、それから町民、邑南町の歌応募チラシそれから議会便り39号とか、各種のものが全部一覧で、ええ、表にして出してございまして、そのものを配布物としてお願いしております。ですから配布物をお願いしてる方にはその者が全て、何を今月配るのかというのは町からの依頼は一覧になって分かるようになっておりますので、そのように日々お願いしておるということでございます。あのう、えと二百数十集落ありますが、その集落の方々にお願いする分について全てそういう添書をつけて毎月配っておりますので、それを見ていただくとあのう、配る方には今月は自分がこれを配るんだなあ、町からの、ええ、邑南町役場総務課からの文書が6月の配布物について、今月の配布物の一覧は下記のとおりですという、よろしく申し上げますという文書を付けて出しておるということでございます。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ配布物がこのことを誰に配布するかじゃあなしに、この度の新たな保険の対象に誰がなれるかということです。この前の全協の時にもありました。今の自治会の活動保険がたいよう、対象になるかならんかわからんので、別な行事保険にはいっとる子供会の行事だったかな、はいっとるんだがというような例もありました。ですから、どの役員さんが、この度の新たなあのう、保険の対象になるかということです。そいだけ今、先ほど聞きました、あのう、保健課の委員さん、これはなりません、課長、どがあですか。ほいで、農林振興課、需給調整の推進委員さんとかはどうですか。そいで生涯学習課長の公民館の推進委員さんはこの対象に入りますか。それぞれどういうふうに認識されとるかを教えてください。対応されたかを。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) あのう、皆さんに配布しました文書の中に、ええ、配布物のご担当者様で万が一が等なされた場合につきましては、役場総務課までご一報くださいますようよろしくお願いたしますという一文が入っております、したがってあのう、今おっしゃったことについては、全部対象になるというふうに認識しております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) 配布物いうのはいろいろな町広報、チラシ、パンフレットとかをお知らせする分のことの配布物だろう思うんですよ。ほいで、他の課でお願いしとるのは配布だけじゃあなしに、調査をしてあのう、あげてもらわにゃあいけん業務もあったり、保健委員さんの業務は配布だけじゃあなかろう思います。米の需給調整委員さんののもそれだけじゃあない思います。各課でこの度の保険加入については、あれですか、保険について

は総務課が一切全部各課の、からお願いしとるのを全部処理するんですか。各課での対応はしないんですか。いえ、ちょっと待って下さい、あのう、保健課長、どういった対応をされましたか。農林振興課長、この度のあのう、新規の加入についてどういった対応をされたか、生涯学習課長、公民館の推進委員さん等は教育委員会がお願いしとる委員さんはこれにたい、該当すると理解されとるかどうか、どういったたいしょうされた、対応されたかをそれぞれ聞かして下さい。

●日高保健課長(日高誠) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高保健課長。

●日高保健課長(日高誠) ええ、保健課が所管しとります集落保健衛生委員さんについて申しあげますと、あのう、総務課と協議をいたしまして、ええ、総務課から出とる文書をですね、集落保健衛生委員さんには、あのう、送らしていただいとります。はい、何です？そのあのう、もう一つ各位の文書ですが、それをつけて、あのう、保健課のもちろん添書もつけておりますが、あのう、保健委員さんにはあのう、文書を送らしていただきました。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、ご質問の件につきまして、農林振興課ではええ、農林業推進委員と需給調整推進委員が該当するというふうに考えておりますが、ええ、この件につきましては先ほどの答弁と同様に、ええ、農林振興課でも総務課が窓口となって対応してるというふうに考えております。ので、ええ、現在のところは個別の対応はとっておりません。

●能美生涯学習課長(能美恭志) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 能美生涯学習課長。

●能美生涯学習課長(能美恭志) ええ、議員ご質問の公民館、ああ、集落の公民館委員さんのご質問だと思います。ええ、この集落の委員をおいてところは、ええ、旧瑞穂地域ということになっておりまして、ええ、教育委員会の方から依頼をしている委員ではございません。ええ、したがって、ええ、公民館の方から、公民館だよりを配っていただくということで、公民館からの依頼ということになっておりますので、今回の保険については通知をしておりません。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) ええ、私は公民館の推進委員さんは当然入るものだと思いますが、これははいっとらんと、いうことがあったりしますが、この新しい保険に入るにあたっては要綱というようなものができとりますか。それと近いうちこのどの委員さんがこの対象になる、この委員さんは対象にならんということの一覧表でも資料として出していただけますでしょうか。そうせんと、ちほう、あのう、地域では誰がはい、加入できとるんか誰が除外されとるんかいうのがわからん状態です。ただ、役場が業務をお願いしとるいうだけでは受ける方でいうと誰がその業務にあたつとるかということが分かりません。さっきもいうように該当になるもんもありやあならんのもあります。そういったとこが分かるように資料というものを、あのう、提供いただけますでしょうか。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) まあ、そのう、保険の、ええと加入の要綱等のことをございます、要綱は作っておりません。で、他の総合賠償保険等も保険に入る際には特に要綱等が

ある事例はないと考えております。それからええと、該当になるそのう、役職の一覧ですか、というのはちょっと調べますけども、基本的には広く、ええ、どなたでも入っただけのような保険というふうに考えておりますので、できるだけ、町から依頼をする分については出来るだけ拾っていくという考えの保険でございますので、またそのう、ええ、たくさんの役職がありますので、ちょっとそれは調べさしていただきたいと思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、それでは地域ではさっぱり分かりません。それとこの度この文書を送っていただいた自治会長さん、集落の委員さんではこれをどう取り扱えばええんか、たいへん困つとられます。で、さっきあのう、保健課長が総務課で出来た文書を一緒にほけん、ああ、ちい、集落保健衛生委員さんにも送ったいわれましたが、その文書は6月17日付けで出された文書だろうと思います。そうですね。その文章にはこれは送って届いた人からいただいたんですが、各位となってどこの部署かが出した文書かわからんと、電話番号が書いてあるがこれは総務課の電話ではあるがどこの部署が出した書類かわからん、総務課とも書いてない、定住企画課とも書いてない、このことで公文書としてこれができるのか、それと町からの配布を依頼している担当者様、各位の下に括弧書きであります、これを読んだときには町からの配布を依頼している担当者というのと、これは自治会長さんのことを指すのではないかと一瞬感じました。文書の中を見てみますと、業務を行われている方、配布物のご担当者様、これはそれぞれ人が違うんでしょうか。同じ人を指すんでしょうか。それと保険の対象者として、者としてですね、人のことが、を説明しようとしておるんですが、ここに書かれている内容は業務のことしか書いてない。先ほどの答弁でもありましたように、業務のことしか書いてない。誰が対象になるのかはこれでは明確にわからんと、それとこれをもらった自治会長さんなり、集落の委員さんはこれを皆さんに伝えなければいけないのか、自分がこれを聞いておいといていいんか、そここのところがわからんとという疑問が私たちの方へ投げかけられました。ほいで、そのことも見てみて確かに皆さん方が戸惑われるのも分かると思いますが、今のこの文書についての、こういった理由だというのがありましたら教えて下さい。

●**藤間総務課長(藤間修)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** ええと、今回、6月の配布物の、と一緒に文書を出ささせていただきました。基本的にあのう、各集落で配布をお願いしてる方ということなので、6月の配布物についてという文書の、ええ、先に申しました広報おおなんとかの一覧表の添付書類として、それを今回文書を出させていただきましたので、そういった意味でそのう、総務課とかいうのは基本的に、まず、配布物についてという文書が、まず本人に行っております。ですから総務課という所管は分かるものと考えておりましたが、ちょっとその文書の出し方が悪かったというところは反省点であるかと思っております。それから配布物との業務うんぬんかんぬんはすべて同じ旧、まあ、例えば行政連絡員さんとか、班長さん、区長さんに全員に出さしていただいておりますので、同じ人物ということでございます。それから非常に分かりにくいということがございましたが、あのう、今までも自治会の保険に実は入っておりますので、そのうわに今回別立てで、今回保険に入ったということでございますから、もともとある自治会の保険とプラスして出したというつもりで、書いたつもりでございまして、ちょっとその理解が難しかったということでありましたら、ええ、申し訳なかったと思っております。ただ、皆さんに配布している、ええ、文書のお知らせと一緒に出した文書であるということでございます。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、集落の委員さんにはその配布文書と一緒にですが、自治会長なり、私らあのところへはその配布文書はありませんので、これはどこが出た文書かわからんこうに見さしていただきました。うん、そいでこれはさ、なかなか今あのう、説明を聞いただけじゃあ、はあ、そうですかいう訳にいけません。とても皆さま方が、皆さん方が、町民の皆さんが、はあそうだよのいうて分かって貰える状況じゃあないと思いますんで、このことは早めにか理解を求める、あのう、情報をわかって貰うことを、あのう、やってもらわんとますます混乱が深まってきます。そいで、これはあのう、すか、行政連絡員制度は、とく、非常勤の特別職だったので、公務災害の適用になって、あのう、事故の時の手当も厚かった、しかしこの度の任意の保険でいうと、かなりその保障内容も低い状態です。掛け金にしても先の方の公務災害の方がひとり当たりの掛け金にしても、安かったんだと思います。なんで今あのう、行政連絡員の、が非常勤の特別職で、なくなったのかということが、どうもまだ疑問で残りますが、このことについては時間もありませんので、あのう、おきます。次の、ええ、疑問点についてお伺いいたしますが、また総務課長にお伺いします。3月の議会で総務課長は業務委託の補助金、このことについてこれは自治会への補助金算出根拠の計算式であって、役員個人へ支払うものではなく、その自治会全体に支払うものですよという答弁をされております。しかし、この春また、制度が変わりましたという文書を流された、その文書の最後には、ううんと、町から自治会への補助金の中に行政連絡員報酬と同額が含まれていますので、本年度から町からではなく自治会から報酬を支給していただきますとあります。3月にここでの答弁は補助金として自治会あげますが、それは好きにつこうてええですよと、自治会の活動費にやってもええし、どうしてもいいもんですよという答弁でした。で、この春5月に出された文章ではこういつて集落の担当者に報酬として支払ってくださいということが明文化されて配られました。ほいで、この文書はどこまで配られたのか、羽須美地区だけに配られたのか、瑞穂地区、石見地区にも含めて配られたのか、その点、その答弁とこの文書の食い違いと、文書をどこまで配られたかいうところを教えてください。

●**藤間総務課長(藤間修)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** ええと、先ほどの、ええっと保険対象の一覧表のことですが、これは一覧表にして示していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。そいからも一つ、保険の公務災害保障と今回入った保険の差ですけども、一概になかなか、ええ、比較が出来にくいところもありますが、ええ、掛け金は公務災害の方はひとりあたり533円、それからええ、今回の保険は762円相当になります。保証内容ですが、これは各種ありますが、あのう、一番比較しやすいのは死亡の時でございますけども、ええ、今回の入った保険は1千万でございますが、死亡時、障害時。ええ、公務災害保障の方はこれはあのう、総務省が定めた日額に換算して×400倍という方法をとりますので、ええ、例えば行政連絡員さんの方ですと、ええ、50戸ぐらい、まあ、ま、20戸ですか、3万円ちょっと、それを1年間12日で割れば2,3千円のところでございますが、これは低いのでこれ、額は最低限度額というのが定めとありまして、ま、50歳代ですと6800円ぐらいになると計算をしますと、大体死亡時260万円ぐらい、これが一番最高額でございます。ですから70歳以上になりますと、150万円ぐらいに下がりますし、ええ、30歳代で220万円ぐらいという計算をいたしますので、死亡については今回の保険の方が手厚いということでございます。あとあのう、医療費については公務災害は全

額その医療費を出すと、今回の保険は入院が5千円とか通院が2500円とかそういうまあ、少し差がありますので、そういう差になると思います。それから、先ほど言われたあのう、文書、あのう、こんていへのことでございましたでしょうかね、あのう、歳入の方に基本に、ええ、1万1千800円プラス千円掛ける戸数というのが、ええ、補助金の算定基礎になっていると、で、ええと、支出するときは実際自治会の中で、ええ、各種ありますので、いろんなパターンがございまして、額は一定してない、いないというのが実態でございます。で、羽須美地域の自治会長さんに、ええ、昨年、ええと2月、7月、この前6月5日にもう一回説明会をしましたけども、その時に配ったこんていには確かにそのう、1万1千800円プラス千円掛ける戸数というのを報酬として出すように、ような、あのう、ええ、表は作って出しましたけども、これは必ずしもそのものを、必ず行政れん、もと行政連絡員さんにその額を出せという意味ではなくて、自治会の裁量権ですということは付け加えて説明したつもりでございます。ですからあのう、こんていがあるのは自治会さん、羽須美地域の自治会長さんに説明の時に配った文章だと思います。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、保険のさ、傷害保険と公務災害ほうの、ああ、災害の適用される保険の差は確かに死亡の時には逆転かも知れませんが、公務災害補償の分ではさっき言えた、医療費のこと、そいから死亡の場合家族に対する、遺族とかそういったものも含まれるんじゃないか思います。それと掛け金についてもこの度あのう、保険を掛けたという資料を委員会でもいただいた時には、厳密には一人あたり5100円の掛け金だが、1日当たり活動される人数を39人と設定してあるがために、掛け金が9万なんぼですんどう、それを先ほど言われた行政がお願いをしとる、業務をお願いしとる人、全部を拾い上げて掛け金を5100円掛けていたらたいへんな額になります。それ、保険の内容が名前を書かんでもいい、あのう、保険だからそういったことができるんかも知れませんが、39人に1日あたりの対象を限定にしたというところが、どうも疑問が残ります。それと先ほどあのう、答弁いただいた文書の件ですが、羽須美地域へこの度の自治会、ああ、へ、業務委託を受けてもらう時の、始めに私ら聞いたのは、集落の委員さんに対しては報酬等はかわらんですというように説明してあるんだと思います。文書ではっきり支払ってもらえますと書いてありますね、あれ。ほいで、石見地域でいうと、あれは、あのう、今までやってきたことなんで、そりゃあ払わんでも自治会で使うてえめえもんだという解釈をされております。そこで、今の補助金と名前がついてますよね、その二つの種類でいうと、今の自治会活動補助金、それと業務委託補助金と要綱には名前がはっきり書いてあります。委託補助金いうと文字のそのまんま読むと仕事を委託するんだから、その仕事をしてもらう対価ですよ。それと補助金でいうと補助金は目的のために用途をせ、特定して交付するものだとある文章には書いてあります。例えば農林振興課長、イノシシの檻を替えますいうて、補助金をもらうといて、防除器をこうたときにやあ、どがあありますか。要綱で委託補助金として交付したんなら、補助金の性格としてはそれに目的におうた人を選ばねば自治会ではいけないんじゃないか思います。そうせんと、ううっとね、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律、これの、に引っかかってくるんじゃないかと思いますが、その、ああ、業務委託補助金についての解釈の仕方、私の解釈が間違っておるのでしょうか。どうでしょうか。好きにつこうてもいい補助金でしょうか。

●**藤間総務課長(藤間修)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** 今おっしゃいました、あのう、補助金関係のことについては、あ

のう、目的外使用となった場合には、あのう、返還をしていただくということになると思います。ただこのうの、補助金の自治会の方の補助金については、ええ、確かに第5条に第3条の業務対する業務委託補助金と自治会活動補助金を合わせてということで年額を決めてると、その中にええ、均等割の1集落当たり11,800円と戸数割り1戸あたり1,000円が入っているということと、それから自治会活動保険は20万円、これは自治会の指定管理をしてる場合ですけども、それが入っている。あれと戸数割りのものが入っているという計算になってますけども、これはあのう、補助金のええ、計算の根拠でございまして、補助金の額とありますので、ほじょ、補助金はこの根拠で出しますけども、あのう、実際に活動費として使う、報酬として使う場合にはこれ、自治会の裁量権に任せであるというのが実態でございまして。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、農林振興課長には聞くまあおもうんですが、今は自治会の裁量権に任してあるということでした。農林振興課長、今のイノシシの檻を買いますいうて20万の町単の補助金をもらいました。それでうちら防除器がめげたけ、防除器を買いました、それでいいですか、教えてください。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 番外

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** ええ、ただ今のご質問のような場合には、ああ、補助金の目的外使用ということになりますので、これは補助金の返還をしていただく場合になる、ああ、該当すると思います。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、補助金と言えどもこれは公金だそうです。これを要綱で定めて交付するんならやはりそういった使い方であるように指導監督するべきではないかと思えます。これ以上は何いませぬ。時間も無いなります。それで、自治会の状況今のような補助金として流したその、ううんっと、業務委託補助金がどういった使われ方をしておるのか、またこれはいろいろ配布物を配ってもらおうとかいう業務に対してはろうとるんですが、その配布物をどういった形で配られとるとか、自治会の状況についてそれを調査されたことがありますか。ある自治会、ある自治体ではこの調査をして自治会へアンケートを取ってどういった形になつとるかいうような調査をされた例もあるそうですが、自治会の自主性を重要視して、自治会のその補助金の使われ方、内容について調査されたことがありますか。またする気がありますか。

●**原定住促進課長(原修)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** ええ、お尋ねの自治会補助金についての内容精査ということでございます。業務委託補助金について、あのう、自治会補助金の申請を受け付ける際に各自自治会より、ええ、その年度の、前年度の決算報告書ならびに当該年度の事業計画書等を提出、添付するようお願いしております。したがってその書類の方を精査しまして、ええ、事実確認をしておるところであります。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、他の自治会で調査された結果をみしてもらいますと、いろいろそのう、配布の内容は違うようです。またこの邑南町においてもその配り物がそ

の委員さんが戸別へ仕分けをして戸別へ配って歩かれる例もありましょう、それから大きな集落等ではまた班があった、あるそうで、班の人に委託して、その人に各戸へ配ってもらうという例もあります。それからほとんどの所はあのう、あれです、月1回の集会とか、集金常会という名前の集会の時に、その担当者の人が各戸へ配る、いう方法ですよ。ほいで中には最近ではその配り物がおいいでゴミになってやれんけ、いらん言われる方があるんだそうです。だから、希望する者だけ持って帰ってくださいうて、集会の時にテーブルの上にはずうっと並べてあるんですよ。それを自分が関心あるだけでもろうて帰る。残った分はその世話人さんが処分する、そういったいろんなケースがあるんですよ。だから配布ということだけで、こういった金額を決めてポンと出しますということでは、ちょっとあのう、その自治会、集落いろいろ状況が違う中で、統一したことにはならんような気がするんですよ。そういった調査いいますか、そりゃあ自治会を監督してこうしなさいということではできんかしらんのだが、一応調査をしてみて、それに応じた補助金を出すということも検討せにゃあいけないのじゃあないかと思うんですが、その点についてはどうでしょう。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) ええ、配布物を今お願いして毎月ちゃんと配っていただいとることは非常に助かっておりますし、感謝しております。ですからそのことは続けていただきたいと思っております。ですからあのう、その調査云々には恐らくですね、あのう、補助金の中には世帯数でございますので、常会に来られない方のところも入っている。ですからそれは別にまた配りにいかないかとかいう事例もあろうかと思っております。ですから個々にいろんな事例があろうかと思っておりますので、そのへんはまあ、調査していく必要があるかも知れませんが、なかなかそれは全て統一というわけにはなかなかいかないのじゃあないかと考えております。ですから補助金の、についてはそれをお願いするにあたって、ええ、その算定基礎としてそういった額を支給するということは変わりはないものと思っております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、どうもはっきりしませんが、それでやっぱり自治会集落の方で行政から頼まれた仕事の中で負担感が一番大きいのはやはり赤い羽根、みどりの羽根とかの募金、お金を集金することだそうです。それとその次が文書配布と、それから防犯灯のかいり、管理、選挙管理、ええ、選挙関係のいろんな配り物ということが出とるそうです。で、この負担感も地域によってはいろいろその地域のコミュニティのありようで、負担感に感じるところもあるし、これは当たり前のことと思われるところもある、いろいろな場合がこの邑南町の中でもあるんじゃないかと思っております。ちょっとそういったところも、ちょっと検討しながら一律にこの庁舎から眺めてみて、邑南町、この広い邑南町を眺めてみて、こうしたがええ、ああしたがええだけで事が進むことについてはちょっと疑問も感じます。それと、ええっとですね、先ほども聞きましたが、こんだあ、保健衛生課長さん、ああ、保健課長さん、伺いますが、保健課では先ほども、から言いよりも集落保健衛生委員さんを保健課の方で独自でお願いして仕事をしとります。いろんな業務示達についても集落の委員さんを直接集まってもろうて、そりゃあ全町じゃあないですよ、石見地域、瑞穂地域、羽須美地域と三つに分けてかも知れませんが、その人に集まっていたいて、直接そのいろいろお願いすることを話しておられる。自治会の業務委託契約では自治会長さんへその業務示達をして、自治会長さんが各集落の委員さんへそのことを又伝えられる、補足があるようなら自治会担当職員が出向いてやりますということですが、保健課で今

とられとる方法は自治会とは関係ないと思いますが、それを運営されとる中で何か支障があるでしょうか。それは継続していても問題がないものでしょうか。それと総務課長に伺います。前から要望も出とると思いますが、集落の委員さんへ直接そのう、いろいろ分厚い資料があります、各課から出されとる資料、それを直接話してもらふことは何故できんのかいうところを2点をお願いします。

●日高保健課長(日高誠) 番外

●議長(山中康樹) 日高保健課長。

●日高保健課長(日高誠) ええ、集落保健衛生委員のことでございますが、ええ、集落保健衛生委員会はですね、年2回開催しとりまして、ええ、先ほど言われましたように、あのう、地区ごと石見、瑞穂、羽須美それぞれ集まっております。ええ、あのう、保健衛生委員さんの役割といたしまして、あのう、特に今年お願いしたのがですね、ええ、集落保健衛生委員会の会議に出席、そこで研修をしていただくという、まあ、今年もお医者さんと呼んで、いろんな話をしておりますので、そういうことで、あのう、毎年の前年度の健診等の結果とか方向性を、あのう、はっ、あのう、お示しして、次の年はどういうことをお願いしたいということの説明が必要となりますので、ええ、保健衛生委員は、会は開催して集まっておりますようにしとります。あのう、まあ、なかなかそのう、忙しい方もいいんで、昼間ですので、参加率は昨年度でみますと、ええ、トータルで2回で62.2%という出席率でございますが、あのう、今後もこういうふうで開催はしたいと思っております。ただ、なおあのう、欠席の方については資料を、会議録を作りまして、内容をしっかり報告をさしていただいております、集落保健衛生委員さんのみな、委員の皆さんにはですね、集落でいろいろ活動してもらふための、に必要な会議と考えて実施しております。以上です。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) ええっと、集落の、ええっと配布物関係、ま、元の行政連絡員さんとかの説明会が開けんかというご質問でございます。以前は自治会長会議と行政連絡員会議、に、を二つ開催しておりました。で、それを今回平成23年から自治会の担当職員ができましたので、自治会長会とその自治会長会議にその担当職員も参加させて会議を開いております。で、もし、うん、それが集落の方々にも会合を開けということでございましたら、まあ、まあ、一つの案といたしまして、例えば3地域に分けて、それぞれ自治会長さん、ええ、集落の方々、それから担当職員と、に集まっております、ええ、別々に3カ所で開催するとか、そういう方法は検討できることと思っております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) ええ、始めてマルの答弁をいただきました。それ、時間もなくなりましたが、もう一つあのう、危機管理課長にお伺いしときたいことがあるんですが、危機管理課では今の災害時に迅速な情報収集、それから情報提供するために集落に連絡員さんを置きたい、そういうことを自治会長さんをお願いしてその委員さんをね、あのう、出してもろうとるいうことを聞きましたが、なんでそれを自治会長経由でせにゃあいけんのか、直接集落へお願いできんのか、報告をあげてくるのもやっぱり自治会長経由でやってこにゃあいけんのが、直接やりとりしたいのに、集落の委員さんを決めるのになんで自治会長さんへお願いせにゃいけんのかのういうことと、さっきも保健衛生、保健課長の答弁のように直接課がその人をお願いしてもええんじゃあないんか思うんですが、その点についてお願いします。時間がない、

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 番外。

●議長(山中康樹) 細貝危機管理課長。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) ええ、手続き上ではですね、防災に関してはあのう、協定の中に、自治会との協定の中に防災に関する項目があります。で、これはあのう、もっと言いますと、災害対策基本法の中に町民は防災に関して寄与するという明文があります。したがって、ええ、自主防災組織とその協定があるために、そこでまず理解をいただいて、その延長線で集落の皆さんの連絡員をお願いしてます。で、災害があった時はですね、あのう、自治会長さんも名簿をリスト化してますので、当然あのう、連絡取りますけど、直接集落の皆さんとやりとりします。で、ありますので、ええ、特に問題はないと思いますし、またあのう、それだけでは足りませんので各集落に職員とか、職員のOBとか、あるいは民生児童委員さんいらっしゃいますので、そういうそれぞれの名簿のリスト化も今急いでおりますので、複合的な連絡網を整備していきたいというふうに考えております。以上です。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、やはりあのう、時間がなくなりましたが、最後に町長へお伺いいたします。まちづくり基本法に基づいていろいろ協働のまちづくりを進めていかにやあいけません、やはり、さんちい、3市町村が一緒になったということでやはり昔からの名残りいいですか、それも残つとります。それと1番目にあのう、時間がのうて質問できなかったんですが、自治会も確かにコミュニティではあります、まちづくり基本法の中のコミュニティの定義の中には、集落と自治会、集落も同格に扱われとるように私は理解するんです。住民の気持ちの面でいうとやはり一番親密なのは集落であり、またコミュニティが一番深いのも、あのう、絆が深いのも集落だろうと思います。自治会だけにどっちかというと偏ったことでなしに、集落のことにももっと目を向けていただきたい、そういった業務が直接集落の委員さんとされる例があるんなら、それを生かすような方向で検討していただきたい。これまで合併からこれまでこの行政連絡業務については、合併協議ではあのう、当分の間やるということがありましたが、その協議も、あのう、あんまりされないまま、こういった方向で行くということが、ここまで進められとります。先ほど言いましたようにいろんな面でまだ問題があるように思いますし、地域の方々も問題意識をもつとられますんで、どうでしょう、ここで開かれた協議の機会を町民と一緒にどうした方がええかいうことを検討する機会を考えるとええのでしょうか。また、今でいうと、多くの町民はこのことについてもなんのことやらわからんで言う人も多くあろうと思います。やはり町内の有識者を集めてでも、いろいろ意見を聞きながら、どう行った方向がええのかいうことを検討してもらおう気にはなってもらえませんか。最後に質問、そのことをお伺いします。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 町長。

●石橋町長(石橋良治) ええっと、まあ、亀山議員も邑南町まちづくり基本条例を制定したときの議員さんだったと思います。ですから賛成もしていただいたんじゃないかと思いますが、やっぱりあのう、ここをもう一回振り返ってみななきやいけんと思います。できた、できたではいけないと思うんで、そこで、第2章でですね、ええ、まちづくりの主体は町民でありとこう書いてあるんですね。町民であり、だからいくら、ああ、ええ、町民と町が協働のまちづくりと言っても、主体はあくまでも町民なんです。それをどうやって行政はサポートしていくかということなんですね。で、その中でも第14条、町民の役割

いうのがあるんですよね。したがって、町民の役割をわざわざこうたってるわけです。ええ、そこで、ええ、町民はコミュニティがまちづくりの基盤を担う重要な組織であることを認識し、自主的、自立的な活動団体となるよう努めるものとするところがあるわけです。で、その育成についてはまた第15条でうたってるわけです。そのためにはやっぱり情報の開示をどんどん行政がやっていきたいと思いますということで、先ほどまあ、あのう、配布物がどんどんあって、なんかいろんな必要なものだけ持って行ってくれというようなことはほんとは残念な姿だろうというふうに思っております。我々必要だと思ってこう配っているわけですが、だからまあ、あのう、やっぱり今後の方向というよりも、今後のほうとう、方向を協議するというよりも、やっぱりまちづくりの基本条例をもう一回誰もが勉強する会をつくらにやいかんと思うんです。で、それをしっかり腹入りがないと、あのう、いくらおっしゃってもすれ違いになってくるのではないかなど、その理解した上でじゃあどういうふうにしましょうかって、今度は具体論になってくるんだらうと、まあ、いうふうに思っております。で、ええ、例えば方法論として、あのう、集落をじゃあどうとりこん、取り込んでくるか、いくかということについては大事な問題だらうと思っておりますので、例えば石見地域で、ええ、自治会の活動をこう見てみるならば、ああ、自治会の役員の中にいろいろ班長さん、集落の班長さんを入れてるんですよ。そりゃ全部が全部でないかもしれませんが、結構入れてるんです。そうするとそこで自治会のこのう、いろんなまちづくりの検討そして情報の提供、班長さんもみな分かるわけですよ。だから班長さんももう取り込んで自治会のまちづくりというものをどうやって今から考えていくかということもですね、やっぱり大事な問題じゃあないかと思っておりますので、ええ、やっぱりいいと思えば、やっぱりぜひそれを勉強していってもらって、出来るだけ早くですね、自治会のまちづくりが出来るように私はまあ、お願いしたいなあというふうに、まあ、思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、時間も来ましたんで1番目の問題はできませんでしたが、最後に町長から、まあ、町民の声を聞くという答弁がいただけるかと思いましたが残念でした。やはりまちづくりの行動と先ほどから言いよるのは、といや、町がやらにやいけん義務言いますか、これ業務です。し、あのう、業務をいかにつた、するかということなんで、まちづくりの行動いうのはそれが正確に町民へ伝わって、それから起こってくるのがまちづくりだらう思うんです。今言いよる配布物配るとか、町のし、あのう、方針を皆さんに知らせるいうのはそれ役場のただの業務であって、まちづくりでもない思います。またあのう、後がおられますんで、その方に期待して私の質問を終わります。どうも長い間ありがとうございました。

●**議長(山中康樹)** 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前10時45分といたします。

—— 午前10時32分 休憩 ——

—— 午前10時45分 再開 ——

●**議長(山中康樹)** 再開をいたします。一般質問通告順位第10号三上議員登壇をお願いいたします。

●**三上議員(三上 徹)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 15番、三上議員。

●**三上議員(三上 徹)** ええ、15番三上徹でございます。ええ、私もとうとう15番という席に座ることに相成りました。ええ、前議会で最後と思い、ええ、12月議会、3月議

会に続けて一般質問で、私の思いを熱く述べさせていただきました。ええ、何故かまた今回もこの一般質問の席に立たせていただいております。ええ、今議会は新しい議員さんが6名選出され、ええ、2期目の議員さんも3名、又初の女性議員さんも誕生し、始めはよその議会に来たかと錯覚をいたしました。私もその議員さんの新感覚やエネルギーをいただきながら、初心に返ると共に大局に立って、新執行部と目標に向かう方法論について討論を重ねてまいりたいと思います。ええ、顔を見たくない方もおられるかも知れませんが、まあ、どうかよろしく願いをいたします。ええ、さて、今回の質問は、ええ、新議会になって多くの皆さま方から質問を受けた身近な事項について、忘れないうちに早速の一般質問といたしました。3点を通告をいたしております。ええ、それでは第1点目の交通弱者対策について。ええ、今羽須美地域におきましてはタクシーがなくなり、多くの皆さま方からその対策を早急に切望されており、ええ、質問といたしました。まず、生活交通検討委員会での今挙がっている問題と、対策の進捗状況についてをお伺いをいたします。

●**原定住促進課長(原修)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** 邑南町生活交通検討委員会は平成21年度に結成され、邑南町における生活交通のあり方が検討され、平成23年2月に報告書をまとめていただきました。全部で47項目の問題や課題点があり、その内容をもとに改善できる点は改善してきました。羽須美地域において、今挙がっている問題としては、江平上ヶ畑地域でのけんこう号の運行と、羽須美地域から石見地域への直行便についてであります。けんこう号の運行は、関係機関の承認を得る必要があり、現在協議中であり、また、石見地域への直行便は、浜田作木線雪田トンネルの開通を踏まえた上で、検討していきますと、生活交通検討委員会においても、回答しているところであります。進捗状況としましては、ええ、羽須美地域での項目数でいうと18項目中15件が実施済み、あるいは一部実施済みおよび計画ありという状況でございます。

●**三上議員(三上 徹)** はい、議長。

●**議長(山中康樹)** 三上議員。

●**三上議員(三上 徹)** ええ、まあ、あのう、ちょうど検討委員会が始まった頃私もそこにおりましたけれども、まあ、それから数年が経ちまして、まあ、また新たなですね、いろんな問題も発生してきております。まあ、その一つが先に先ほど申しました、タクシーがなくなって、ええ、どうしようかということでございます。ええ、そういう中でこういう交通空白地で、ええ、展開できる対応策、まあ、この前と言いましても、まあ、去年の暮れにそれが廃止になるということで、3月から廃止になるということで、時間もかなりあれから経っておりまして、もう4月からはタクシーがない状態でございます。ええ、そのへんにおいて何が問題であるかというようなことを調査をしたり、聞き取りをしたり、どうしたらいいかという方法論、まあ、空白地でできる政策、方法論についてを今なんかやっておられるのでしょうか。

●**原定住促進課長(原修)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** ええ、まず対応策についてでございますが、あのう、三つありまして、一つは市町村営有償運送でありまして、まあ、これは国が国土交通省から認可を受けて運行する白ナンバーの有償町営バスのことで、現在16台で24路線を運行しています。二つ目にはタクシーの廃業後、本田口と根布橋前にバス停を新設しました。ええ、三つ目はタクシー助成制度の拡大で、ええ、指定された地域の方が通院する際、タクシー代

を定額助成するものですが、迎車にかかる料金を上乗せ拡大いたしました。今後の対応策の研究としましてですが、ええ、現在町が行っている市町村有償運行の他に対応策があるとなれば、ああ、まず過疎地有償運行であるもの、それと自治会輸送活動が挙げられます。過疎地有償運行ですがこれは社会福祉協議会、農協、医療法人、商工会等の団体、NPO法人などが国土交通省の認可を受けて運行するもので、運営協議会を設置して承認をもらう必要があります。また、運転手は二種免許又は認定講習受講者であることが必要です。さらに、運輸支局への手続も必要であります。もう一点の自治会輸送運送ですが、これは自治会が市町村から車を無償で貸与され、利用料は実費の範囲内で受け取り、その他の必要経費は自治会が負担するというものでございます。過疎地有償運行と同じく、運転手は二種免許、または認定講習受講者であることが必要です。これにより自治会が自らの車により、無償で送迎することに、することになり、ええ、道路運送法の適用範囲外となりますが、これは町からの補助金はいけられ、受けられないというものでございます。

●三上議員(三上 徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上 徹) ええ、今あのう、今までタクシーで助成していただいていたのをですね、ええ、今度上乗せ助成をいただくということは聞いておりますので、まあ、その人に対してはそこまで、ええ、どう言いますか、ちょっと遠くなりますのでね、時間がかかるということで、空白とは思っていないわけですけども、今までまあ、交通弱者対策として、町は町営バスあるいはけんこう号とスクールバスを利用する等々やってきておったところでございますが、ええ、それに適応できないところが先ほどのタクシー助成ということで、大体運営をされておりました。ええっとそういう中で今一番困っておられるのはですね、ええ、そのまあ、スクールバスあるいは町営バスけんこう号を利用しながらですね、ええ、あるいは家族の者に送って、朝は送ってもらいながら、帰りはタクシーを利用していたという方が今一番こまっとる、まあ、これが今あのう、交通弱者なんですね。うんで、まあ、そういうのをですね、あのう、先ほど言っていたのですが、まあ、自治会とかどういう方法で出来るかということが私も一番今知りたいところでございます、まあ、町も今まで、ええ、先ほど言いましたことで、約このう、交通対策についてですね、ええ、町民の皆さんにも知って頂く、かなくってはなりませんけども、1億2千万ほど掛かっておりまして、それからいろんな交付税、いろんなことを差し引いても町の持ち出しは3千何万とかになっておるというまあ、実態でございますので、ええ、町にあまり無理は掛けられないなと私は思っております。しかし、こういう状態が起きたのをですね、そのまま見過ごしておくのはできないというのが、まあ、一つでございます、まあ、今回質問さしていただいたわけでございます。ええ、先ほど、ええ、課長の方から、まあ、ああ、こういう、やればこういう方法があるよということを書いていただきました。ほいでまあ、私が思いますのは、そういうほんとに専門的なですね、ええ、部署としてですね、ある町の中にせん、そういう専門部署がありますので、そういうのをじっくり調べていただいてですね、是非ともそのう、こういう事ができるんだよと、各地でね、いうことをまあ、啓発と言いますか、そういうことをしていただきたいなあというのが今回の私の狙いでございます。で、まあ、そういうことをしていただいて、一人でも多く、あるいは先ほど言われました社協とかあるいはNPOもあるでしょう、自分が立てれば。しかし、それらがまあ、仮にダブってもいいのか、地域でね。わしもやるよ、わしもやるよというのはいいのかどうかもありますが、まあ、それだけ出てもらえば、ああ、非常にありがたい。まあ、赤字な、赤字が見えている事業なので、まあ、撤退をされたというのが事実でございますので、ええ、これで収益が上がるのか、どうかというのはありません。ある程度ボラティア的な感

覚の中でですね、改正あるいはいろんなことを取りながら運営していかななくてはならないと思っておりますが、そういうところをですね、こういうふうにやったら、ああ、できますよというのをね、大いに研究していただいて、ええ、自治会あるいはいろんな会にですね、投げ掛けていただいて、これこそ先ほどから議論が盛り上がっておりますように、地域からそういう盛り上げができるような、あのう、資料と言いますか、研究をですね、ええ、特にまあ、今まあ、羽須美のことを言うておりますけども、おう、まだまだ羽須美でなくて、やはりこの石見地域においてもしゅ、主要道から遠くであるとかね、なればまたこういうことあるんですけども、まあ、石見等々については今度はタクシーがありますので、交通業者がありますのでなかなかそういうところに発展は、なかなか難しい、協議の中がね。しかし、今羽須美については今こういう状態になったということは、もうそれができるといえる状態ができたわけです。というようなことで、まあ、大いにそのう、研究をしていただいて、あのう、啓発をお願いしたいと思っておりますが、そのへんについてお願いします。

●**原定住促進課長(原修)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** 以前より、この過疎地有償運行やこの度の自治会輸送活動等のご提案は受けておりますので、町としても運輸局や県の交通対策課等に問い合わせ、指導等伺っております。もちろんこれから、ええ、一緒にやっていこうという思いですが、ただ一つ町としてはやっぱり安全性の確保というのを第一に考え、それを最優先して共に研究していく所存でありますので、よろしくお願ひいたします。

●**石橋町長(石橋良治)** はい議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** まあ、たいへん重要なあのう、問題を提起されたというように思います。あのう、羽須美地域がこうだからということではなくて、確かに邑南町やっぱり今後の大きな課題だろうというふうに思って、あのう、今課長が答弁したように、しっかり調査研究をしていきたいなあと考えております。で、まあ、その中で私が二つのやっぱりポイントをこう言うならば、一つは交通弱者をできるだけ拾っていくということになりますと、より細かくできるような、あのう、いわゆるルートづくりが大事、そうなるとやっぱりあのう、あんまり広い団体に、広いとかあのう、例えばここ出とりますが、あのう、農協さんだとか、なんとか法人だとか、協議会だとかいうことではなかなかこれは広くなっちゃって難しい。しかし課長が言ったように、今度は安全性という問題があります。あのう、自治会輸送活動に、もう全てお任せして、ええ、もう事故があってもあんたらの責任よみたいなのがあっても困る。さっき言ったようにより細かく尚かつ安全性をどう担保していくかってことが大きな課題だろうというふうに思います。と、おもい、ということを考えますならば、例えば自治会がですね、自治会がNPO法人をとれるということもあるわけです。あるわけです。そうしますと、先ほどの言ったようなこともかなり担保されてくるのではないかなあというふうに思っておりますので、出来ましたらまあ、そういう方向も併せてですね、研究し、まあ、皆さん方にもそういう認識をちょっといただければというふうに、まあ、思っております。

●**三上議員(三上 徹)** はい、議長。

●**議長(山中康樹)** 三上議員。

●**三上議員(三上 徹)** ええ、まあ、あのう、今までまあ、そういう研究もしてきておるといってございまして、力強く感じたところでございますが、まあ、これから先またそういうことも起こります。町長からも答えていただきませ、したように、どうすれば安全性が保てながら、ああ、そこがやっていけるかということでございます。まあ、自治会

のNPO法人、まあ、10人集まればNPOは簡単に立ち上げられる訳ですけども、しかし、その後が継続がまあ、問題なので、まあ、そこいらも考えながら、ものができる方法をですね、まあ、町として、ええ、バックアップをしていただきたいなと思うところがあります。ええ、これは1番目にやりましたので、ええ、町がそういう方向の中でやっていただいている、さらにまた広げていきたいということでございますので、このへんで終わりたいと思います。ええ、続きまして、ええと、あんまりやりたくはないんですけども、あのう、2点目の行政連絡業務と自治会についてということで、もう12月、3月に一生懸命やりましたが、とうとう条例が廃案になりまして、ええ、またかと思われる方も大いにおると思います。ええ、3月議会においてですね、いろいろ質問はいたしました、内容についてですね、良し悪しの議論には至っておりません。行政連絡員条例は、ああ、その中で廃止となりました。ただこの方向にいくということは出ましたけども、内容についての議論は今まで私はなかったように感じます。ええ、その後ですね、各方面から質問がありました。あるいは今、議会においての3番議員さん、あるいは13番議員さんがいろいろな地域から尋ねてこられた質問にあるようにですね、町民した、等しく内容的に理解ができる体制と構築のためのですね、審議が本当にされたのだろうか、もう一度今思っております。ええ、全国でもですね、こういうふうに合併をした時にいろんな町村が、この行政連絡のことで、悩んでおります。インターネットをひいて、インターネットをひいてみますと、悩んでおりまして、ええ、今協議中であるとか、そういう非常にたくさんの自治体が出てまいりました。ええ、4月から、ああ、実施の後、6月になっての担当者あるいはその他の行政関係者の保険適用修正、あるいは担当名統一問題等あと、後からくる後追いの課題が次々と出てまいりました。なんでこのことを何時までもやるのかとテレビをみておられる皆さまが思っておられると思います。12月、3月また6月、この案件がですね、この件だけに留まらず、これからの町運営の方法にもかかわる大事なやり方でございます。理解ができない人も多い中このままでほんとにいいのかと思い、まちづくり基本条例あるいは担当職員をこう、を元にですね、再度検証してみたいということで今回出したわけでございます。ええっとまず第1番にですね、まあ、この1番と2番と3番みな一緒にいきますわ。ええ、コミュニティの役割とはどうたっております。2番目に行政連絡業務の役割と重要度、3番目に自治会行政連絡員会議の開催状況、あ、これはごめんなさい、最後は間違っておりました、これはねえ、自治会行政連絡会議のまあ、開催とですね、もう一つお願いしたいのは担当職員を含めた会議ですね、の、状況はということでお伺いをしたいと思います。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) ええと、コミュニティの関係でございますが、あのう、まちづくり基本条例の中でまちづくりの基本原則の一つとして町民と町は、コミュニティがまちづくりにおいて重要な役割を果たすことを認識し、これの育成発展に努めるものとする規定しております。で、現在自治会と町が、協定を結んでおりまして、自治会と町の役割分担を明確化しております。そしてまあ、そのコミュニティについてはそれぞれ風土、歴史、文化などの違いがありますが、活動内容や取り組み方にはいろいろ特色がございますので、まちづくり条例第15条に自分たちの地域は自らの手で創りあげるとありますので、それぞれのコミュニティの特色や地域の仕組みを基盤として地域でできることから始めていこうという考え方にに基づき、まちづくりを進めていくこととしております。で、また、それを実践しようとしてもあのう、コミュニティだけの力だけでは限界があることで、ことがありますので、できないところをまた行政が補っていくという、そういうような構

図でのまちづくりを目指しているということでございます。そしてその活動は地域と行政が補完しあって、安全で住みやすい生活環境をつくっていくというものであると考えておりますので、そのような活動を通して個々の魅力を作りあげていくものだと考えております。そのようなコミュニティ活動を引続きたいと思っております。それから行政連絡業務の役割と重要度でございますが、ええ、邑南町の行政連絡に関する条例の廃止によりまして、本年度から自治会との協定により町の広報、公聴に関する事等をお願いするということで、せどて、制度的には邑南町内で統一したものと考えております。これまでも広報おおなんを始めまして、町からの配布物につきましては、町民の皆様のおかげで、毎月遅滞なく集金常会等いろいろな手段にて配布していただいております。大変重要な業務を担っていただいていると感謝いたしております。自治会行政連絡担当の会議、この要綱8条の、ええ、自治会行政連絡要綱の8条の事だと思っておりますが、これはええと、自治会長、自治会担当職員と自治会長および行政連絡等担当する会議を概ね4月、7月、10月、1月に開催することとし、というのが、8条にうたっております。これはええ、その担当職員が自治会ごとに配置されておりますが、ええ、じっせん、実際に自治会の方に定期的に出向いて、町からの情報を説明し、また皆さまの意見を聞き取って、町へ持って帰って今後の政策立案や行政運営の改善に資するものを目的としとりますけども、ええ、この開催のじっせ、実績でございますが、ええ、平成23年度で延べ33回出向いて22件の案件を処理しておること、それからその後24年度については延べ29回出向きまして、17件の案件を処理しております。なおあのう、自治会の、ええ、行政連絡担当職員の中にはかなりの数の地元の自治会の役員をしておる者がおりますので、実数としてはもっと多くなると思います。今年度平成25年度につきましては既に4件の、おう、出向いているという実績を、ええ、報告を受けております。

●三上議員(三上徹) はい、議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) まあ、あのう、これはまあ、今条例に書いてあるとおりですね、ただ、尋ねておるわけですけども、まあ、コミュニティということについて、まあ、先ほど亀山議員からもありましたように、コミュニティすぐ自治会ということ先ほども返答されました。コミュニティの中に集落が先にはいっとる、集落や自治会となっとるわけですよ、それをすぐまあ、おおくりに自治会という捉え方をすぐまあ、執行部ではされながら、まあ、すぐそこにいっとるということが一つでございます。もう一つ行政連絡業務の役割と重要度ということでいっておりますが、先ほど言われました、4章の12条においては町の事業が町民によりよく理解されなければならないと書いてあるわけ。これは要は連絡業務の重要性をここにうたっているわけ。12条で。ほいで、もう一ついつつとも言われる自治会とまあ、町民とのそのう、協働で町をつくっていくということをよく言われるんですが、かまぎ、亀山議員も先ほど申しましたように、町から発信するいろいろなちょう、町の意見を聞くとかどうとかいう意味でなく、情報を伝えるという業務についてはですね、これはもう協働でやるわけなしに、ね、一方的に町民の皆さんに情報公開し、お知らせするという事なんです。それをすぐ自治会と合わせて、いや、意見もそれからもらわにゃいけん、ここ書いてあるように、ね、安全、環境保全、提案や意見とかいうように書いてある。あのう、その業務の中にね、自治会の。全部いっしょくたあにひくくるまっとるん、ほいだけ、責任論が一つもないんです。もちろんそういう情報を伝えた中であなた達の意見はどうですかというのが、本来の姿であって、どれも一緒にしてからあなたへ任せますよという感覚できとるのがおかしいんじゃないかということ言うために、さっきまあ、ちょっと言ったわけです。ほいでまあ、それを補足するためにま

あ、自治会行政連絡員会議、自治会、まあ、行政担当連絡員会議をね、これを担当職員をつけてやるというのが途中から出ました。これは。途中から出た、ほいで、こないだの答弁聞きよったら、呼ばれたらいきますというような答弁がこないだ、ね、この本会議の中で、書いてあるのに呼ばれたじゃあない、さっき8条に書いてあったように、何月と何月と何月はやります、しかも1ヵ月、2ヵ月前には、ああ、1ヵ月前後には通知をしてやりますまで書いてあるんです要綱の中に。それを例えばまだこれだけおいしいと思いますう？これ以上。例えば、ね、22件とか23件、1年にやりました、そこの中に担当の職員がおるけどまだまだやっと思ひます、そがああな考えじゃあいけまへ、やっと思ひます、町から今ま、もっとも皆さんに知らせにやいけんことやら、担当職員を問へつけたその人達が、やっと思ひますというのはどういうことですか。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) ええ、まずさき、最初のあのう、自治会で行政連絡担当会議でございますが、ええ、8条に先ほど申しました開催することとし、自治会担当職員と自治会長との協議により、前後いっか、ひと月以内で期日を設定し、開催するというございますので、えと自治会さんと協議をして、それであのう、出席せよという要請を受けないとなかなか行けないという側面があるということをご理解願いたいと思います。それから自治会の役員をしているので、ええ、やっと思ひますというか、まあ、実数としてはもっと多くなると思ひますと申しあげましたが、これは実際報告があつた件数が、先ほど申しあげました件数でございますので、報告がない部分についてはそういうことではないかということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) まあ、そう、そう来られるんならですね、例えば今町が皆さんに情報としてお知らせしにやあいけんことが、自治会にお知らせしました、あるいは自治会ができんかったら担当職員がここにおります、その人がどこまで自分たちが伝えにやあいけんのが町民につたわつるかというのが分かってないということなんです。把握してないん、ね。いうことで町民と一体なつてやりますと言えますか？

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(山中康樹) 桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) ええ、先ほどの質問、町民の方に十分伝わっているという、そういう認識でいるのかどうか、把握、伝わりの状況が把握されているかというご質問であろうかと思ひますけれども、まあ、これいろいろな広報等も行つてやっておりますけれども、それが全部100%十分かと言へばまだ不十分な部分があるかと思ひます。ま、情報の伝達として、いろいろな手段を使つておるのはもうご存じの通りであります。広報でありますとか、無線でありますとか、ケーブルテレビ、ホームページともう昔から比べると随分といろいろな手段を使いながら、いろいろな映像も使いながらやつておるわけですがけれども、例えば課長が事業の年間の当初にケーブルテレビで直接各家庭にこの説明をさしていただいたりとか、そういうことで、少しはそのう、昔の広報だけの頼りという方法から、いろいろな方法に取り組んでいることは事実でありまして、その点では、ええ、少しは、ええ、昔の点と比べればその上達はしてきてると思ひますけれども、これで今すぐ十分かと言われますと、そのまだまだ反省なり研究しなければいけない点もあろうかというふうな思ひは持っております。今後また研究をしてまいりたいと思ひます。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) ほいじゃあ次に、まあ、あのう、いろんな広報の仕方がある、しかし、まあ、この行政連絡のこの分野で今話をしよるわけであって、そりゃいろんなことをしとられて、努力しとられるのは分かります。で、ただこの分野についてが、今ほんとにこの状態でいいのかどうか、いうことを検証しよるわけですから。ほんで、次にですね、ええ、まあ、ぎょうら、行政連絡員制度がまあ、廃止になりました。この4月からね。ほいでその後どう言いますか、ひょう、これについて廃止はしたけども、その後どうなんかいなど、さっきちょっと言いましたように、どうなんかいなという、調査とかね、さっきそれがいつとるとか、どがあなつとるんかのういうようなことをされてですね、評価はどうなつとるんです？

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) ええ、本年3月の議会にて、ええ、行政連絡員条例が廃止となりまして、行政連絡員が非常勤の特別職の、ではなくなりましたけども、自治会との協定書によりまして町の広報、公聴に関しましての業務は、これまでと変わらずに同じように変更はなくお願いしているところがございます。ええ、平成18年度からは瑞穂地域において、ええ、それまでの条例に伴う制度を適用しなくなり、それから本年度からは羽須美地域においても同様に扱うこととなりましたが、これまでの評価については行っておりませんでしたので、瑞穂地域においてのこれまでの間の評価、あるいは羽須美地域のこれからの評価というのは順次検証してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) まあ、あのう、評価いうのはね、このまた21条にまちづくりに書いてあるんでね、で、これは町は町政に関する意志決定の過程を明らかにすることにより、町の各種事業の内容が町民に理解されるよう努めなければならないというのが、ああ、これは12条だ、ごめん、ま、これも情報の公開のところにありますが、21条では、ええ、町はその施策や事業が能率的かつ効率的に行われているかどうかを、定期的に評価し、その結果を分かりやすく公表するよう努めるものとするというのがある。だからこういう何かの改革とかいろんなことをやった後にはね、やっぱり、それになってどうなったと、その後が、やっぱりそりゃあここに書いてあるように検証してみにゃいけん、思います。ええっとね、それでね、あのう、まあ、さっき言われたいつからどうしたこうした言われる、なんかあれを言われるとね、わしもまた、ほいじゃあ条例違反しとりゃへんかいうて、いつつも言いとうなるんよ。23年、24年は条例があるにもかかわらず、会議を開いてないんだ、ね。それとまあ、今でもまだあのう、町のホームページにゃあ、行政連絡員の条例がまだ残ってますからね。あのう、今のホームページにゃあね、町の。で、まあ、そういうところもね、やっぱりいろんなところを見ておいていただかないといけないわけです。ほいで、まあ、ここで私が今回ね、まあ、今までの検証をしてきましたけどもあんまりもう条例がね、もう無くなったんですよ。無くなった。無くなったことが、はあ、私もごうぎ言いよるんじゃあない、それからどうなったかと、そのあとどうすればいいか、問題が起きたら直さにゃいけんじゃあないんかとか、そういうことが言いたいんで、一つね、そのう、こないだからずうっと、さっきも町長言われたというのが、噛み合わんの。さっき亀山議員が言ったときにわしゃあ最後ええがにいくけえ、わしゃあでんでもええかのう思ってた、ほたら最後やれませんかいうて町長、どうもあわんのです。それ何が違うんか思ってた、

わしゃ、こないだからずっと思うなあね、要は、ええとね、始めから言うと言われるように、自治会でやるのが町民、町と町民との協働だというのがしょっぱなから言われよるんですよ。常に。自治会とやるのが町民と、あのう、町と町民の協働いう、言われよる、ほんで、そりゃあやらにゃいけんのですよ、そりゃあ、僕も思うとる、いやあ、協働してね、切磋琢磨しながら、ああ、両方助け合いながらやらにゃあいけん。しかし、町が情報を町民に与えることは、その業務は、さっき亀山議員も言うたけども、自治会で受けて責任あるところでやるんならいいけども、そうでなくただそこへ投げたその何かやってくれとるだろうというようなことじゃあいかんという思いなんです。わしは。で、そこいらが始めからちょっと違うんですよ。ええっと、わ、私が思うのはね、さっきの町、町の仕事は町に仕事として責任を明確にせにゃいけんのですよ。誰かへもう、町の仕事を預けたけえ、ええいうもんじゃあないん、町、最後まで責任持たにゃいけんです。ね、で、その時に確実に実行できる体制をです、確立せにゃいけんのですよ。そりゃあ。ほいで、その後に自治会とかいろいろなとっからいろいろな意見を受けて、一緒にやるんです。さっきも亀山議員もたぶんそう言うたんです。だからその時に町長はそうだな、もう一回いろんなそういうのをやってみようと言われる思うて、はあ、安心しとったんです。ほいで、まあ、それでなかったのもう、まあ、もう一回言いよるんですが、そこにね、大きな、そのう、町が町民に知らせなくて、まあ、情報開示だけえ、議会も全部オープンで開示はしとる、しかし完全に示達といいますか、伝えにゃあいけんということについてはこれ責任があるわけ、だけ、これは自治会にポーン投げてそっからやりなさいじゃあないということが私は言いたい。ほいで、条例ははあ無いんだから、ほいじゃあその方法論どうしていくかいうたとき、さっき町長もチョロツと言われたように、ほいじゃあ、したまでやるんかと言うたらね、わしの、僕の思いは羽須美は前に50なん集落集めて、行政連絡員を集めてやっていた。やっぱり石見では大きいから、大きな50なん集落あるんかどうか、ああ、その50なんぼもないわい、自治会は、まあ、その自治会単位で集めてやっていたと。ほいで瑞穂は始めは羽須美とおんなじように行政連絡員を集めて、まあ、集落単位でやっていた。だから一番最後の末端のつた、伝わりやすいのは、ただ町が出て行ってそ、下の単位でやればいいことだけなんです。大きなくりにしてポーンとって、自分たちの仕事を放棄するのではなくて、伝えるというほう、役目としてね、町を、例えば石見で大きすぎるんならそれを3分割してでも行ってあげる、その後、町長が今度、今の公民館単位でこないだわしゃあこう言うたけども、皆さん意見をいうちゃんさい、そう、わしゃあそれがこう、どういう、流れだ思うんです。で、町長さんは聞きに出るというのはそりゃあ、住民とっばい聞きに出て、皆さんの意見をもらうというのは非常にいいこと、わしゃあ大いに町長さんが今までやってこられたこと非常に評価もしとるし、やってほしい。ただ、一つだけうっとわしがこだわるとるなあ、ここなん。もうちょっと町民にほんとに知らせにゃいけんということはどこまで行ったら知らせができるんだというたことを、もう一回考えていただいて条例を戻せとかどうとかいうちゃあありません。そういう方法論をもう少し考えたらどうですかということ言うわけです。ほいで、まあ、わしゃあまだまだ言おう思いよったんだがね、なごうなるけえだが、ええとね、まあ、一番ねえ、ものをやっていくのにです、例えばものを改革する、TQCとかあるいはKJ法とかいろいろな方法が、ものを改革するときのこる、条例改革するのも改革だろう思う。その改革するときの一番元になるのは5W1Hなんだ、5W1Hいうのは、だれがどこでなにをどのようにするかいう、全部、それを自分がやったときにもう一回自問自答して、そこにもいつとるかやと、このう、やったことが、大切なんです。それなぜいってないとわしが言うかいうたら、こう言えば後付け、こう言えば後付けいうたら全部いってないから後付けなん

だ。こういうことを始めからやっとなら後付けにならない。だから私は亀山議員がさっき申しましたように、やっぱりね、あのう、条例を戻せとかどうとかは言いません、その方法論をね、もう少しそのう、ううん、まあ、有識者でも、あるいは寄りよりでもええ、集めた中でね、ほんとにさっき言うたあのう、協働だから、自治会でなくて、町の仕事を伝えるのにはどうすりゃあいいかということのをね、まず一つ。ほいでさっき保険の問題がありました、保険も後付けだけ、こんだあこうしょういうて、ワーッと出てきた、出てきたけども、自治会の補助金の中にはこの行政連絡員さんがおる、ね、単位で。ほいで、それは自治会だ。こんど今さっき言うた保健委員さんとかあのう、農業に関する、集落の中にやっぱり一人ずつおって、その人達は個人個人にやっぱり、あつ、個人個人じゃあない、地区地区で集めてやりよおる、ほいじゃそれが素晴らしくベターだと思うし、ほいで、集めてやりようののをね、今度はまあ、今の一番大事である、根本である、このう、行政の連絡方法についてもと、もう一度取り入れて欲しいということを言いよるわけであって、条例を戻せ言いよるんじゃあなあです。ほいで、ただ、片一方は、ね、えええ？、片一方は今の補助金でとらあ、仮に行政連。片一方は直に出とるわけですよ。あのう、今の保健委員さんにしても、農業の方にしても直にいったるわけ。そこらにも町全体としての整合性一つもないわ。整合性が。だからそういうのもひっくるめながら保険までいったんだ、いろんなこの業務もいったんだということで、もう一度そういう全体がね、ほんとにどうであるかということのをね、やる、まあ、会議とまでいわんでも、協議をしてね、また委員会なんかで、まあ、ずうっと委員会で言うてきたんですが、委員会なんかでね、いやあ、今度そう、こういうてごうぎ突かれましたが今こうがあにあって、やはああ、ようになりましたいうふうになってほしんです。ま、そういう意味でその点についていかがでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、あのう、私一つは喜んでおりますのは常に議論の中で、この邑南町まちづくり基本条例、これを元にして執行部も議会側も議論していただいているということについては、この条例を制定した意味があるなど、常にそこにたちかわ、立ち返って、ええ、町民目線でどうあるべきかということのを議論してる、非常にまあ、この条例、私はまあ、よかったなあというふうにもまあ、思ってます。ま、そういう意味ではですね、これはあのう、行政の非常に厳しいある意味では条例なんです。行政の姿勢が問われる条例なんです。だから、ま、職員もやっぱりこの条例の実行をどういうふうにしていくかっていうことについてはやっぱり反省も含めて、考えていかなきゃならん、これが私がよく言う住民の目線だろうというふうにも思っています。で、ま、その中で今回のような大きなまあ、制度の改正だと思います。についてはやはり丁寧に丁寧にですね、やはり廃止に至っては説明をする必要があったのかなというふうにも思っております。もちろん担当課としては一生懸命やったと思います。そして納得いただいたからこういうふうにもまあ、ゴーができたんだろうとは思いますが、でもそこにまだ、ああ、差異があったと。それから廃止後のまあ、いろんな問題も生じている、現に生じている。そのことについてはですね、やっぱり謙虚になってやっぱり住民の方々の意見を聞くって言うのは大事だろうと、まあ、いうふうにも思っております。だからあのう、ま、亀山議員さんにあのう、私やってない、やりませんかということははっきり言ってない、言わない、言ってないと思いますがね、ええ、私はもっとそれ以上にですね、まちづくりについてのやっぱり基本的な考え方、まちづくり基本条例の精神、ね、これをやっぱり学習する、ね、これは職員だけではなくて、町民の皆さんが学習をしていって、このことをように腹入りをしておかないと、なんでい

つもこのわしら配布せにやいかんのやとみたいなことに短絡的にいっちゃあ困るから、まずそこを押さえておこうと、そこをまだまだ我々は町民に対してPRも足りないし、学習の機会も少ないし、ということをまあ、申しあげたんで、まずそこをということをまあ、申しあげたつもりであります。ええ、その中でやはり一つのおっしゃるようなあのう、広報公聴のあり方については、あのう、大きなこの条例の、一つの大きなテーマでありますから、そこをまあ、真剣に議論していくっていうことは大いに結構だろうと、まあ、いうふうに、まあ、思っております。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) ええ、まあ、いろいろ二人が申しあげまして、まあ、いろいろ見直すことは大事であろうと町長の中からいただきました。ええ、是非ともまあ、そういう方向の中でですね、あのう、ほんとに、ええ、町、町の思うとることがね、あのう、住民に伝わり、それからほんとの意味でいろんな意見が上がってくる邑南町をね、やっぱりお互いがつくっていかんやいけんと思えます。ええ、私もまあ、ああ、行政連絡員の会議の資料をずうっと読んでみましたが、読む中で私議員そのものがまだ、ようし、知らないこともたくさんありました。しかもた、例えば私はたまたま行政連絡の今ちょうど仕事を集落としてはしておりますが、そこにはまだ伝わってないことも多々ありました。まあ、そういうようなことですね、あのう、やはりもう一度、先ほど町長言われましたように見直していただいて、ほんとにいい邑南町になることを期待をいたします。ええとそれでは時間も迫ってまいりましたが、最後に3点目にまいります。ええ、通学バスの優遇処置についてにしておりますが、これは実はですね、ええ、最後の最後にとって付けたようにつけとるんですが、まあ、これもねえ、あのう、いろいろ住民の方から言われたり、あるいはそのう、子ども安全センターの会議の中で出ましたので、急遽、付けたようなわけでございますが、あのう、ほんとは県道が広くて、通学路が確保されれば一番いいとこなんです、なかなかその道路拡張もならない、ええ、見通しも立ってないというような状況の中ですね、ええ、どう言いますか、あのう、私が言うのはね、あのう、通学バスというのはずうっと僕らの例をた、言いますと、元うちには上田分校いうのがありました。口羽小学校の、で、それが廃止になりました。ほいで、広電のバスに乗れいうことで広電のバスに乗りました。定期で。そうしよったら今度、中学校統合になりました。で、中学校統合で羽須美の者は阿須那へ行くのにね、といいからいうことで、バス路線が開通されました。それなら一緒に、ねえ、下をとおりよったバスでなくてこれへのしょうやいうことになりました。で、その時点でたまたま私も議会へ出ておりましたので、ええ、阿須那については雪田、戸河内、宇都井が4年生までの分校でしたが、それが廃止になったときに、ええ、やはりバスが出ておりました。そのバスが4年生までで、6年生はのられんですよ、あのう、戸河内の坂を下りたりするのに。ほいで、かわいそうになあということ、なんぼそういう規約があっても6年生までのしてあげようやということ、あるいは中学校もそのすごいといいんですよ、おんなし阿須那中学校だけほんとはのっちゃあいけんのですよ、合併する条件とすりゃあ。ほいでものせたげえやということに乗るようになったんです、あれ。ほいでまあ、そういう状況でいろんな状況を踏まえながらね、あのう、バスの乗り具合については、まあ、教育委員会では何キロとかいうて決まっとるでしょうが、こっちは子ののっちゃあいけんとか、いろいろあるんです。だけでも安全面からして、これはほんとに危険だよと、よそでよくあるでしょう、そこへ突っ込んだとか。で、そういうところをほんとに見ていただいて、いやああ、確かにこれは特別だなというようなところはね、あのう、がんじがらめでなくて、あのう、ある程度優遇するとか、いうような

処置ができないかなということ、ええ、特にこれはまあ、県道、甲田作木線ですので、ええ、まあ、教育委員会の見解と建設課の、せいじゃあそうそう言われるんならすぐあこへ歩道をつけますいうんか、まあ、両方で、ご確認したい。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(山中康樹) 田中教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) ええ、バス通学の規定の優遇緩和ということですけども、ええ、現状ではあのう、児童生徒の、まあ、いわゆる先ほどありましたような、ええ、ええ、分校の廃止だとか、統合だとかいったこともありまして、まあ、遠距離通学の支援策としてまあ、ええ、現在町営バスに無料で乗車できる通学証というものを発行しております。まあ、この対象者というのがですね、ええ、先ほどもありましたように、ええ、教育委員会の内規で定めておりまして、ええ、通学距離が小学校児童で片道2.5km以上、それから中学校の生徒では3.5km以上ということを一応明文化しております。で、あのう、先ほど議員おっしゃいましたように、ええ、通学証の発行の基準をですね、まあ、いわゆる通学距離でなくて、ええ、狭い道路、いわゆる危険道ということも勘案してということになりますと、まあ、今の明確なですね、ええ、基準を、定義を設定する事は今私の頭の中にちょっとすぐうかばんのですけども、まあ、あのう、こういっことは全町的な問題でもあります。まあ、あのう、通学バスが通っていない路線からの徒歩での通学している児童生徒もおりますので、こういっことも勘案しながらですね、実状を調査さしていただいでですね、ええ、そういったことが可能かどうかですね、ええ、研究さしていただきたいと考えております。

●森上建設課長(森上寿) 番外

●議長(山中康樹) 森上建設課長

●森上建設課長(森上寿) まあ、あのう、通学路の関係に伴いまして、あのう、議員ご質問のまあ、主要地方道甲田作木線のまあ、改良のことについてでございます。今現在、あのう、旧、まあ、改良済みでございます。長田工区を終わらしまして、そこを基点にまあ、日南川工区としまして、あのう、その下流の900mまでの計画路線は今現在できております。ま、終点その終点がですね、県単で一部、あのう、平沢工区ですね、100mぐらい改良しておりますがそこまでの区間についてはまあ、改良計画ができておりまして、それ以降、まあ、口羽方面、ま、ひ、ああ、坪木釜谷方面ですね、まだ改良計画等できておらない状況で若干2キロちょっとまだ浜田作木線取り付けまではですね、まあ、あると思っておりますが、まあ、口羽小学校方面についてはですね、そういうところのまだ改良、県の方の改良計画ができてないという状況でございます。あのう、議員ごして、ご指摘のように、まあ、通学路、まあ、それぞれ校舎等の安全確保のためにですね、まあ、改良整備等は必要だと思っております。で、今後も引き継ぎですね、あのう、きよくずい、局部的なカーブ改良とか、狭小のところをですね、改良につきまして、まあ、県の方に引き続き、まあ、お願いしてまい、っていきたいというふうに考えております。さらに言われました、今歩道についてですが、まあ、あのう、通学路の安全点検、あのう、今あのう、点検を行いまして、まあ、県の方もいろいろそういう関係でですね、歩道整備等計画しております。あのう、琵琶甲橋の歩道整備もですね、まあ、今年度ちょっと改良しようということも計画しておりますので、まあ、そういうところも県の方もいろいろ今後対応していただけるんじゃあないかと私の方思っております。以上でございます。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) ええ、まあ、あのう、ちょうど、甲田・作木線が取りかかったのが私

が議会に出さしていただいて、2年ぐらいしたときから、ああ、高宮の方から取りかかっていただいております。ええ、まあ、口羽まで来るのにはあと何年かかるかいなあと思うんで、今の状態で今3分の1ほどできておりますが、あと3分の2できるいうたら、あと何年かかるかなと思う、すごい、非常に心配しております。まあ、そういう状況の中の通学路でございます。ええ、ま、保育所もそれでたいへん、ええ、危険だということで困ってございましたが、まあ、町のたいへんな計らいで新しいところに移転新築をいただきまして、まあ、保育所のこう、つう、交通の問題については非常に安心をしておるところでございます。まあ、先ほど教育委員会からありましたように、いろいろなまあ、規程はあるでしょうけども、子ども安心安全をもう一度検証していただいて、ええ、できることなら、まあ、そういうところをですね、特別許可とかそういう方向の中で、ええ、やっていただきたいなと願うところでございます。ええ、私も先ほどの亀山議員がすんだので安心をして、ええ、じっくりゆっくりやろう思いましたがなかなかちょっと熱が入ってしまいました、ええ、いろんな発言をしたと思っておりますが、ああ、お許しを願いたいと思います。ええ、これにて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

●議長(山中康樹) 以上で三上議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩にはいらし、入らせていただきます。再開は午後1時15分とさせていただきます。

—— 午前11時42分 休憩 ——

—— 午後 1時15分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 請願の委員長報告

●議長(山中康樹) 再開をいたします。日程第3、請願の委員長報告を議題といたします。本議会定例会において、請願第1号過労死防止基本法制定に関する意見書の提出を求める請願の審査が、教育民生常任委員会に、請願第2号緊急事態基本法の早期制定を求める意見書提出を求める請願が総務常任委員会に付託されております。この審査結果について、委員長の報告を求めます。始めに、請願第1号過労死防止基本法制定に関する意見書の提出を求める請願について、報告をお願いします。石橋教育民生委員長。

(委員長登壇)

●石橋委員長(石橋純二) 請願第1号について朗読説明をいたします。平成25年6月21日 邑南町議会議長山中康樹様、教育民生常任委員会委員長石橋純二、請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果下記のとおり決定したので会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。記、請願審査報告について、受理番号請願第1号。付託年月日、平成25年6月11日。件名、過労死防止基本法制定に関する意見書の提出を求める請願。審査結果、採択であります。委員会の意見として、この請願は、過労死防止基本法制定実行委員会関西事務所あべの総合法律事務所弁護士岩城穰氏から提出されたものであります。請願の要旨は、過労死が社会問題として取り上げられるようになって久しいが過労自殺も含めて広がっており、減少する傾向には、気配はない。労働基準法では労働者に週40時間、1日8時間を超えて労働をさせてはならないと定めているが、昨今の雇用情勢や厳しい企業間競争の中で個人、家族、個別企業の努力だけでは限界がある。突然大切な肉親を失った遺族

の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くしがたいものがある。過労死撲滅のためにも国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていくよう求めるものであります。委員会としては国に意見書を提出することが適切であり、本請願を採択することで一致いたしました。措置として願意に沿い、関係機関に意見書を提出することが適当であると認めました。以上でございます。どうかよろしく願いをいたします。

- 議長(山中康樹)** 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

- 議長(山中康樹)** これより、討論に入ります。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。請願第1号の委員長報告は採択とすべきものであります。委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹)** はい、全員賛成、したがって、請願第1号過労死防止基本法制定に関する意見書の提出を求める請願につきましては、委員長報告のとおり、採択することに決定をいたしました。続きまして、請願第2号緊急事態基本法の早期制定を求める意見書提出を求める請願について、報告をお願いします。亀山総務常任委員長。

(委員長登壇)

- 亀山委員長(亀山和己)** 審査報告をいたします。平成25年6月21日、邑南町議会議長山中康樹様、総務常任委員会委員長亀山和己。請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果下記のとおり決定したので会議規則第93条第1項の規定により報告します。記、請願審査報告について、受理番号、請願第2号。付託年月日、平成25年6月11日。件名、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書提出を求める請願。審査結果、採択であります。委員会の意見、9年前自民、公明、民主の3党合意により、緊急事態基本法の制定が図られるも郵政解散で不成立となった。その後危機予測があるにもかかわらず緊急事態基本法は審議の機会もなく放置され、新たな非常事態に遭遇して多くの犠牲者を出す結果となった。今や全国的に防災や危機管理に対する動きが高まる中で、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書の提出が全国230議会ではなされ、島根県においても島根県議会をはじめ、11の市町議会で採択されている状況にあ

る。委員会審査の中で、反対意見として本法は憲法で保障されている基本的人権や財産権を制約するものであり、非常事態条項等を明記して憲法改悪につながるおそれがあるとの意見があった。また、賛成意見としては現在の緊急事態に対応する法律や政府への危機管理体制は不十分であり、さらには大災害時に本町へ及ぶ影響や非常時における人心の状況を考慮するとき、一時的に人権を制約する指揮命令により多くの人命や財産を守るべき規律が必要であろうとする多くの意見があった。採決の結果、圧倒的賛成多数で本請願を採択すべきものと決した。措置でございますが、願意に沿い、関係機関に意見書を提出することが適当であるとししました。以上でございます。

●議長(山中康樹) 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

●議長(山中康樹) これより、討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

●大和議員(大和磨美) 議長、1番

●議長(山中康樹) 1番

●大和議員(大和磨美) えーと、現行の災害対策基本法、それから原子力災害対策特別措置法などを見直すことで十分災害時にも対応できると思われまして、仮に、緊急事態基本法が制定されたとしても外国からの侵略、テロなどは防止できるものでもありません。また、憲法で定められた基本的人権や財産権を制限するものであり最高法規である憲法を超えて首相に一切の権限を与えるということはないと思います。以上の見地から意見書提出に反対いたします。

●議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

●清水議員(清水優文) はい。

●議長(山中康樹) 清水議員

●清水議員(清水優文) 緊急事態基本法の早期制定を求める意見書の提出について賛成の立場で討論いたします。現在国における緊急事態に対応した法律は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法、外国からの武力攻撃などの有事に備える国民保護法等定められているが、これまでの緊急事態への対応をみても、たとえば、災害対策基本法では避難指示や、避難勧告などが定められているが、避難命令は出せない。それも、自治体には法定権限はあっても、首相には権限はない。国民の協力は義務でもなく、あくまでも、自発的な意味に、意志にゆだねられている。適用する法律によって指揮系統や責任部署がまちまちであることなど、政府の情報収集、総合調整、意思決定能力は不十分といわざるを得ない状況にあります。いかなる事態でも情報収集、指揮命令系統が一元化されること

が必要であります。本意見書の提出は国民の生命、財産を守るため、すみやかな制定を求め  
るものであり議員各位の賢明な判断をお願いし、賛成討論とします。

●議長(山中康樹) 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。請願第2号  
の委員長報告は採択とすべきものであります。委員長報告のとおり、採択とすることに賛成  
の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

●議長(山中康樹) はい、賛成多数、したがって、請願第2号緊急事態基本法の早期制定を求  
める意見書提出を求める請願につきましては、委員長報告のとおり、採択す  
ることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 議案の討論・採決

●議長(山中康樹) 日程第4、議案の討論、採決。これより、議案の討論、採決に入ります。  
始めに、議案第58号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第58  
号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって議案第58号邑南町消防団条例の一部改正に  
つきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第59号に対する討論  
に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第59  
号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって議案第59号、財産の取得につきましては、  
原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第60号に対する討論に入ります。

始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第60号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって議案第60号、財産の取得につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第61号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第61号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって議案第61号、財産の取得につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第62号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第62号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって議案第62号平成25年度邑南町一般会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第63号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第63号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって議案第63号平成25年度邑南町国民健康保

険事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第64号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第64号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって議案第64号平成25年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第65号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第65号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって議案第65号平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第66号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第66号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって議案第66号平成25年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第67号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第67号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって議案第67号平成25年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) ここで、暫時休憩といたします。このまま自席でお待ちください。

—— 午後1時34分 休憩 ——

—— 午後1時35分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### 日程の追加 議長発議

●議長(山中康樹) 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど、町長から議案第68号が提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第1として、また、石橋議員他7名の議員の方から発議第3号、亀山議員他5名の議員の方から発議第4号、が提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。これに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議案第68号を日程に追加し、追加日程第1として、また発議第3号、発議第4号を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第1 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長(山中康樹) 追加日程第1、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第68号、財産の取得についてを上程いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) 議案第68号の提案理由をご説明申し上げます。財産の取得についてでございますが、これは除雪機械格納庫として、土地および建物を取得しようとするものでございます。詳細につきましては担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

●森上建設課長(森上久) 議長、番外

●議長(山中康樹) 森上建設課長

●森上建設課長(森上寿) 議案第68号財産の取得についてご説明いたします。本議案は除雪機格納庫を目的としました山陰福山通運瑞穂出張所の土地と建物の取得につきまして、双方、契約の内容が合意に達しましたので6月14日に仮契約を締結しましたので地方自治法第96条第1項および邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。仮契約に至るまでの経過を説明申し上げますと、価格の算定のもとになりますのは、固定資産税の評価価格となりますが、現在、土地の評価価格が513万1千928円、建物の評価価格が1千834万5千111円で、合計2千347万7千39円となっております。昨年からの交渉をもとに、土地と建物の購入費として1千680万円の予算計上をしておりますが、建物本

体への修繕箇所はございませんが、車庫スペースの段差解消や侵入防止などの安全対策に費用を要するため、税抜きでございますが、1千500万円の金額で山陰福山通運から了承を得られ仮契約に至っております。土地建物の内訳につきましては、福山通運から土地代が600万円、建物が900万円の提案がありましたので、建物900万円にかかる消費税額45万円を加算し、1千545万円となっております。土地代につきましては1平方メートル当たりになりますと、約5千400円で、道路事業の宅地の買収単価とほぼ同額であります。建物につきましては、評価額1千843万5千111円に対しまして、おおむね半額の金額で合意を得られたものでございます。以上によりまして、取得する財産につきましては、土地および建物で、財産の所在、邑南町鱒淵5番地の4、土地の地目及び数量、宅地1,106.16平方メートル、建物の規模、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺き平屋建て528平方メートル、取得の目的、除雪機格納庫、取得の方法、随意契約、取得の価格1千545万円、取得の相手先、島根県松江市東津田町1247番地、山陰福山通運株式会社代表取締役八田弘明氏でございます。以上ご審議のうえ適切な議決をいただきますようお願いいたします。失礼します。議案の一部訂正がございます。議案の上の説明のところの議会の意見を求めるとして記載しておりますが、議決を求めるでございます。訂正をお願いします。

- 議長(山中康樹)** 以上で、提出者からの提案理由の説明を終わります。これより、質疑に入ります。始めに、議案第68号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第68号の質疑を終わります。これより、議案の討論、採決に入ります。議案第68号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第68号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹)** はい、全員賛成、したがって議案第68号財産の取得につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

## 追加日程第2 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(山中康樹)** 追加日程第2、議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。始めに、発議第3号、過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。14番、石橋議員。

(議員登壇)

●**石橋議員(石橋純二)** 発議第3号について朗読説明をさせていただきます。平成25年6月21日、邑南町議会議長山中康樹様、提出者、邑南町議会議員石橋純二、賛成者、邑南町議会議員中村昌史、同辰田直久、同 漆谷光夫、同宮田博、同平野一成、同瀧田均、同大和磨美、過労死防止法の制定を求める意見書の提出について。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。提案理由は請願文書の朗読をもって説明とさせていただきます。あ、意見書の朗読をもって説明とさせていただきます。過労死防止法の制定を求める意見書、過労死が社会問題となり、「かろうし」が国際語となって四半世紀が経とうとしている。過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいが、過労死の労災認定数も増え続けており、過労自殺も含めて、含め減少する気配すらない。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くし難い。また、誠実で善良な働き盛りの労働者が突然命を落とすと、落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わざるを得ない。労働基準法は、労働者に週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、過重な長時間労働を禁止し、労働者の生命と健康を保護することを目指している。しかし、この規則は十分に機能しているとは言えない。昨今の厳しい雇用情勢の中、労働者から使用者に対して、労働条件の改善を申し出ることは容易ではない。また、個別の企業が労働条件の改善を考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、1企業単独での改善には困難な面がある。このように、個人、家庭や個別企業の努力では限界がある以上、国が法律を定め、その総合的対策を行う必要がある。よって、国及び政府に対し下記の内容を盛り込んだ過労死防止法、防止基本法の1日も早い制定を強く要望する。記1、過労死はあってはならないことを、国が宣言すること。2、過労死をなくすために、国・自治体・企業の責務を明確にすること。3、国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年6月21日、島根県邑南町議会、意見書の提出先でございます。衆議院議長伊吹文明、参議院議長平田健二、内閣総理大臣安倍晋三、厚生労働大臣田村憲久、内閣官房長官菅義偉、以上でございます。よろしく願いをいたします。

●**議長(山中康樹)** 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、質疑を終わります。

(議員降壇)

●**議長(山中康樹)** これより討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発議第3号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●**議長(山中康樹)** はい、全員賛成、したがって、発議第3号過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、政府関係機関に送付いたします。続きまして、議案、あ、発議第4号、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。13番、亀山議員。

(議員登壇)

●**亀山議員(亀山和己)** えー、続きまして、発議第4号を説明いたします。平成25年6月21日、邑南町議会議長山中康樹様、提出者、邑南町議会議員亀山和己、賛成者、邑南町議会議員清水優文、同邑南町議会議員三上徹、同邑南町議会議員漆谷光夫、同邑南町議会議員宮田博、同邑南町議会議員和田文雄、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。提案理由につきましては意見書の朗読をもって説明とさせていただきます。えー、意見書。緊急事態基本法の早期制定を求める意見書、東日本大震災において我が国は、緊急事態における対応の甘さを露呈し、国民と世界にこれを広く知らしめる結果となった。世界の多数の国々は今回のような大規模自然災害発生時に非常事態宣言を発令し、政府主導のもと災害救援と復旧、復興に迅速に対処している。我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、その前衛となるべき自衛隊、警察、消防などの移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果さらに被害が拡大することになる。そうした事態に対処するため、平成16年、自由民主党、公明党、民主党三党において災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法、国民保護法の各法体系を総合する緊急事態基本法制定に向け合意がされたが、いまだ制定に至っていない。近年、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級によるたび重なる北方領土訪問、竹島問題、北朝鮮の核ミサイル脅威など、自然災害以外でも我々の生命、財産、安全を脅かす事態が発生している。よって、国においては、基本的人権には十分配慮のうえ、国民の安全・安心のため、緊急事態に対応する基本法を速やかに制定されるよう強く要請する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年6月21日、島根県邑南町議会。意見の提出先でございますが、衆議院議長伊吹文明、参議院議長平田健二、内閣総理大臣安倍晋三、総務大臣新藤義孝、法務大臣谷垣禎一、防衛大臣小野寺五典、外務大臣岸田文雄、国土交通大臣太田昭宏、文部科学大臣下村博文、経済産業大臣茂木敏充、内閣官房長官菅義偉、警察庁長官米田壮、以上でございます。よろしく願いいたします。

●**議長(山中康樹)** 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、質疑を終わります。

(議員降壇)

●議長(山中康樹) これより討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発議第4号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(山中康樹) はい、賛成多数、したがって、発議第4号緊急事態基本法の早期制定を求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、政府関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 閉会中の継続審査・調査の付託

●議長(山中康樹) 日程第5、閉会中の継続審査、調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6 議員派遣について

●議長(山中康樹) 日程第6、議員派遣についてを議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣いたしたいと存じます。これに、異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 閉会宣告

●議長(山中康樹) 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって

閉会といたしたいと思います。これに異議はありませんか。

「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これもちまして、平成25年第5回邑南町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

—— 午後1時56分 閉会 ——